

共済金一覧表 (記入例・様式P74～)

以下の事由が発生した場合には、祝金・弔慰金・見舞金を給付します。

請求書に押印の上、添付書類を添えて、グリーン・パルへ直接または郵送でご提出ください。

請求書類 (グリーン・パルホームページからもダウンロードできます。)

- ・ お祝い金 共済金請求書兼証明書 (P79)
- ・ 見舞金・弔慰金 保険金請求書兼証明書 (P81)

ご注意ください

- ・ 請求期限は事由発生日から満3年以内です。
- ・ 入会日の翌月1日から脱会日前日までに発生した事由についてご請求いただけます。
(事由発生日以前に脱会されますと、給付の対象になりません。)
- ・ 事由発生日以降にご請求ください。(発生日前にいただいたものは一度お返しします。)

* 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) は、戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) でも構いません。

* グリーン・パルの「会員期間」とは、入会から事由発生日までの連続した在籍期間を指します。

お祝い金 ※共済金請求書兼証明書 (P79) をご利用ください。

(中小企業勤労者福祉推進事業規則 別表1・2)

給付事由			給付金額 (円)	(うち保険 契約分)	添付書類・詳細
結婚	会員が結婚した時	会員期間 3年未満	25,000	—	● 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写) または婚姻届受理証明書(写) ● 会員氏名変更届(姓が変わる場合・P77)
		会員期間 3年以上	35,000		
出産	会員又は配偶者が出産した時		15,000	—	● 母子手帳の1ページ(写) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写) 出生届受理証明書(写)のいずれか ※母子手帳は自治体の印があるページです。
水晶婚	会員が婚姻届出後満15年を迎えた時		10,000	—	● 事由発生日以降に発行された 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写)
銀婚	会員が婚姻届出後満25年を迎えた時		20,000		
定年	会員が就業規則等に定める 定年を迎えた時 (ただし、平成30年4月以降、 満60歳を超えて入会した場合は 対象外)	会員期間 3年以上	20,000	—	● 定年の規定が記載されている箇所の 就業規則(写)または社内規定等(写) ※給付は一度限りです。(P10の9参照)
		会員期間 5年以上	30,000		
		会員期間 10年以上	50,000		
二十歳 還暦	会員が満20歳の誕生日を迎えた時		10,000	—	● 健康保険証(写)または運転免許証(写)
	会員が満60歳の誕生日を迎えた時		10,000		
入会	会員がグリーン・パルに入会して、 会員期間満15年を迎えた時		10,000	—	なし
入学	会員の子が入学した時	小学校	10,000	—	
		中学校			
勤続	会員が同一事業所に継続して在籍し、 かつ就職日から満10年・20年・30年 を迎えた時 (ただし、事由発生日の時点で会員期間が3年 以上必要)	満10年	10,000	—	
		満20年	20,000		
		満30年	30,000		

弔慰金 ※保険金請求書兼証明書（P81）をご利用ください。

給付事由			給付金額 (円)	(うち保険 契約分)	添付書類・詳細
会員	会員本人が「疾病」により死亡した時	65歳未満	100,000	(100,000)	● 死亡診断書(写)または死体検案書(写)
		65歳以上		(50,000)	
	会員本人が「不慮の事故」により死亡した時		100,000	(100,000)	● 死亡診断書(写)または死体検案書(写)
配偶者	会員本人が「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しないで死亡した時※		30,000	—	
	会員の配偶者（内縁含む）が死亡した時		60,000	(20,000)	● 会員との続柄、死亡の事実が確認できる 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）(写)
	会員の子（7ヶ月以上の死産を含む）が死亡した時		30,000	(10,000)	
親	会員又は配偶者の親が死亡した時		10,000	(5,000)	

※「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲

死亡原因として	・ 嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」・ 飢餓、乾き、自然死（老衰）等
不慮の事故の 免責事由として	・ 故意または重大な過失（自殺含む）・ 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 ・ 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・ 疾患、疾病により心神喪失の状態にある間に生じた事故

お見舞い金 ※保険金請求書兼証明書（P81）をご利用ください。

給付事由			給付金額 (円)	(うち保険 契約分)	添付書類・詳細
傷病による休業	会員がケガ・病気で休んだ時 (連続14日以上休業した場合から対象になります。)	休業14日以上 30日未満	6,000	(5,000)	● 休業日数の確認できる 出勤簿(写)または診断書(写) ・ 日数確定後にご請求ください。 (職場復帰・退職したとき、または休業が120日を超えたとき) ・ 同一傷病で休業と出勤が繰り返された場合の日数の数え方は、グリーン・バルまでお問い合わせください。
		休業30日以上 60日未満	14,000	(10,000)	
		休業60日以上 90日未満	24,000	(15,000)	
		休業90日以上 120日未満		(20,000)	
		休業120日以上	34,000	(25,000)	
火災等による災害	会員が居住する建物が火災等により被害を被った時	建物・家財の損害の程度 50%以上	100,000	(100,000)	● 罹災証明書(写)及び修理見積書(写)及び 修理前の写真(写) ・ 「火災等」には、 火災・落雷・水漏れ・破裂・爆発・その他の不慮の 人為的災害が含まれます。
		30%以上50%未満	70,000	(70,000)	
		20%以上30%未満	50,000	(50,000)	
		20%未満	20,000	(20,000)	
		同居親族の死亡	30,000	(30,000)	
自然による災害	会員が居住する建物が自然災害により被害を被った時	床上浸水以外 建物損害の程度 70%以上	30,000	(30,000)	・ 「自然災害」には、 台風・地震・水災(豪雨・洪水等)・雪害・床上浸水・ その他の災害が含まれます。
		20%以上 70%未満	15,000	(15,000)	
		20%未満	3,000	(3,000)	
		床上浸水	6,000	(6,000)	
		同居親族の死亡	30,000	(30,000)	
障害	会員が重度障害の状態になった時	65歳未満	100,000	(100,000)	● 専用の診断書様式をお送りいたします。 詳細はグリーン・バルまでお問い合わせください。 ・ 「重度障害」とは、 「労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表」の第1級、第2級、第3級（一部）のいずれかに該当する身体障害の状態をいいます。 (身体障害者手帳の等級とは異なります。) ・ 症状が固定した方が対象となります。
		65歳以上	50,000	(50,000)	

